

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	公告認定対象区域内（一団地又は連坦地）における1敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造に関する認定	
根拠法令・条項	建築基準法第86条の2第1項	
所管課	建築安全課	
審査基準	<p> 当該認定は、認定区域内においての増築等の行為に対して認定するものであり、原則「複数建築物設計制度のしおり」を基準とするが、同基準は仕様規定的な要素が強く、基準制定以前の認定である場合や公的建替え事業等については、実現が困難な状況想定され、最終的には、法の規定どおりとし、個別に判断を行う。 </p>	
標準処理期間	標準処理期間 標準処理期間を設定できない理由	認定については、30日を原則とする。